

社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会 運営適正化委員会委員選考委員会設置規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会（以下「本会」という。）運営委員会規程第4条第3項の規定に基づき、運営適正化委員会選考委員会の設置に必要な事項を定める。

(委員構成及び委嘱)

第2条 選考委員会は、次の各号に掲げる者で構成し、本会会長が委嘱する。

- (1) 公益を代表する者 2名
- (2) 福祉サービス利用者を代表する者 2名
- (3) 社会福祉事業経営者を代表する者 2名

2 本会会長は、選考委員会委員を委嘱するにあたり、選考委員会委員候補者の公示を行い、住民、福祉サービスの利用者、社会福祉事業の経営者、その他の関係者から意見を聴取しなければならない。

3 選考委員会委員に欠員が生じ、補充選任する場合についても、同様とする。

4 公示及び意見聴取に関する事項は、別に定める。

(機能)

第3条 選考委員会は、本会会長が選考、提案した運営適正化委員会候補者について審議を行う。

(任期)

第4条 選考委員会委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 選考委員会に委員長1名、副委員長1名を置き、委員長及び副委員長は公益を代表する者の中から選出する。

2 委員長は、会務を総理し、選考委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 選考委員会は、第2条に規定する委員の各2分の1以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

2 選考委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

3 会議は、原則として公開する。

(その他)

第7条 この規程に定めのない事項については、必要に応じ本会会長が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 12 年 6 月 20 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。